

平成28年度第14回
「東京2020オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成29年3月29日（水）
都庁第二本庁舎31階特別会議室27

(午後1時30分開会)

○川道オリパラアセスメント担当課長 皆様、大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しい中お越しいただきましてまことにありがとうございます。

ただいまから、平成28年度、今年度最後になりますけれども、第14回「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

初めに、評価委員会を公開で行うことにつきまして、評価委員会の設置及び運営に関する要綱第6条の規定に基づきまして、本評価委員会は公開とさせていただきますので御了承ください。

傍聴の方は、途中退席されても結構です。なお、発言等は御遠慮いただきますようお願いいたします。

本日は会議次第にございますとおり、議事の1番といたしまして「カヌー・スラローム会場について」でございます。3月3日に評価書案を既に公表してございまして、意見募集を行ってございます。評価書案についての意見聴取、いわゆる諮問ということでございます。

それから、議事の2番でございますけれども、「海の森クロスカントリーコース」、こちらにつきましては1月から諮問なり答申なりという形でやらせていただきましたけれども、その評価書と、あとはフォローアップ計画書の報告をさせていただきます。

それから、議題の3になりますけれども、その他といたしましてオリンピックアクアティクスセンターにつきまして、工事がもう既に今、始まっているのですが、仮設ヤードの設置について変更がございましたので、その報告ということでございます。

それでは、ここからは会長に進行をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○柳会長 分かりました。

それでは、議事に従って進めてまいります。議事の1、「カヌー・スラローム会場について」、評価書案に係る意見聴取です。事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 3月3日に、アセスメントの実施者でありますオリンピック・パラリンピック準備局長より関係局長宛てにカヌー・スラローム会場の評価書案の送付を受けましたので、本日意見聴取の手続に入るものでございます。

お手元の資料2をご覧ください。東京2020オリンピック・パラリンピック協議大会実施段階環境影響評価書案（カヌー・スラローム会場）に係る審議をお願いするものでございます。

通常、審議会ですといわゆる諮問ということでございます。

資料2の諮問の意見聴取の文書について読み上げさせていただきます。

28環総政第1029号

平成29年3月29日

東京2020オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会

会長 柳 憲一郎 様

東京都環境局長

遠藤 雅彦

「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（25環都環第505号 環境局長決定）の規定に基づき、東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会に下記事項について意見聴取する。

記

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書案（カヌー・スラローム会場）

以上でございます。

それでは、カヌー・スラローム会場の評価書案につきまして、オリンピック・パラリンピック準備局のほうから説明をいたします。

なお、評価書案の審議につきましては、次回以降の委員会をお願いいたしたいと考えております。

○臼井施設調整担当課長 それでは、カヌー・スラローム会場の評価書案について説明いたします。

まず、お手元の評価書案の13ページをご覧ください。こちらに、計画地周辺の航空写真をお示ししております。計画地は赤い点線で囲んだ部分となっており、葛西臨海公園に隣接した西側に位置しております。

カヌー・スラローム会場につきましては、計画地の南東を中心とした葛西臨海公園内に施設を整備する計画としておりました。その後、葛西臨海公園は自然環境等に配慮しまして、公園に隣接する都有施設を活用して施設を整備する計画が平成27年2月のIOC理事会において承認されまして、13ページにお示した計画地で整備することとなっております。

少し戻りますけれども、3ページをご覧ください。表に記載のとおり、計画地の面積につきましては約7.6haとなっております、工事予定期間は平成29年度～31年度の予定となっております。イメージ図は、北東方向から会場を俯瞰したものでございます。

続きまして、16ページをご覧ください。こちらに、施設の配置図をお示しております。主な施設は水路となっており、図で水色になっている水路のうち、下側の水路が競技コースとなっております。カヌーが流れの中を下っていきますため高低差がつけられておりまして、フィニッシュプールとスタートプールの間には選手がカヌーに乗ったまま低いところから高いところへ移動が可能となるボートコンベアなどを設置する計画となっております。

なお、本評価書案については平成29年3月3日～平成29年4月16日までの期間で都民の方々の御意見の募集を行っているところでございます。

それでは、詳細について、引き続き担当から御説明いたします。

○オリパラ準備局 引き続きまして、評価書案の内容について御説明させていただきます。

評価書案の14ページに、事業の基本的な計画について記載をしております。先ほどお話がありました施設の配置計画でございますけれども、主なものといたしまして、表に示しているとおりの土木構造物と建築物に分けて示しております。

主な土木構造物といたしましては、競技コースやフィニッシュプール、ボートコンベアなどになります。

主な建築物といたしましては、16ページの配置計画図を見ていただきますと、計画地の右側のほうに管理棟という建物ができまして、こちらの最高の高さが約9.7m、地上2階建ての建築物になります。それから、計画地の左側のほうにろ過施設というものがございます。こちらにつきましては、高さが約5.4m、地上1階地下1階の建築物となっております。

続きまして、21ページは駐車場の計画でございます。駐車場につきましては現在、計画地の中の北側のエリアのところの平面駐車場を約50台設置する計画としてございます。

それから、歩行者の動線でございますけれども、次の22ページに示してございます。周辺の鉄道駅といたしましてはJR京葉線の葛西臨海公園駅、それからその他バス停がございますが、主な動線といたしまして葛西臨海公園駅からは葛西臨海公園の中の園路を通りまして計

画地のほうにアクセスする計画となっております。

続きまして、23ページの「設備計画」でございます。本施設につきましては競技コースがございまして、その高低差があるということから、水路内の循環水流を起こすために揚水ポンプを設置する計画となっております。それから、先ほどありましたとおり、水路内に高低差がございますので、カヌーに乗船したまま搬送可能なボートコンベアというものを設置します。それから、本施設の水利用につきましては上水を用いる予定でございまして、水路内の水質を維持するためにろ過設備を設置する計画となっております。

続きまして、「緑化計画」でございます。緑化計画につきましては、本施設は江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例というものが適用されまして、下のほうに表が書いてございますが、条例上の必要緑化面積9,900㎡に対しまして、計画緑化面積といたしましては9,970㎡を確保する計画となっております。

それから、次の24ページに緑化計画図をお示ししてございます。黄色で示しました計画地の西側や南側の一部のほうでございすけれども、既存の緑地として今クロマツが植栽されているところでございまして、こちらのクロマツにつきましては保全をする計画としてございます。

それから、事業の実施に伴いまして高木、中木、それから低木をそれぞれ新たに植栽する計画となっております。それとは別に、緑化計画図の薄い緑色で示したような地被類、張り芝を行う予定としてございます。

それから、25ページの「施工計画」でございますが、工事工程といたしましては平成29年度～31年度までの本体工事としては23カ月、こちらに準備工事を含めまして全体で24カ月の工期を見込んでございます。

それから、25ページの下「工事用車両」のところでございますけれども、ピークといたしましては工事着工後の10カ月目、台数といたしましては次のページになりますが、大型車で108台、小型車16台の合計124台を見込んでございます。

走行ルートにつきましては、27ページに示してございます。計画地の前面に湾岸道路が東西に走ってございまして、この湾岸道路が今、唯一のアクセス道路になりますので、湾岸道路から左折イン、左折アウトで入退場する予定となっております。

以上が、事業の計画の概略の御説明でございます。

これを踏まえまして、33ページからが「環境影響評価の項目」でございます。

34ページと35ページに、本施設で対象とした環境影響評価項目を整理してございます。対

象といたしました項目といたしましては、「大気等」の工事用車両の走行に伴うものと建設機械の稼動に伴うもの。

それから、「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」。

「騒音・振動」につきましては、工事用車両の走行と建設機械の稼動に伴うもの。

それから、「景観」「自然との触れ合い活動の場」。

それから、「歩行者空間の快適性」「水利用」「廃棄物」「エコマテリアル」「温室効果ガス」「エネルギー」。

「土地利用」といたしまして、未利用地の解消の有無及びその程度。

それから「安全」「消防・防災」、それから「交通渋滞」と「交通安全」でございます。

選定しなかった項目につきましては、38ページのほうにお示ししてございます。

まず「水質等」でございますけれども、こちらにつきましては工事中及び施設の運営に伴うものにつきましては公共下水道に放流することとしてございます。

「土壌」につきましては、計画地では昭和48年より埋め立てを開始した埋立地になってございまして、それ以降、計画地に有害物質の取扱事業場が存在した履歴はないということでございます。

それから、汚染された土壌を埋め立てた経緯がないということと、現在、一部残土が滞留されているところがございますけれども、その残土につきましても処分先の受け入れ基準を満たしているということでございます。

今後でございますけれども、都の環境確保条例に基づく土地利用の履歴等の調査届出書、それから土対法に基づく土地の形質の変更届書を提出する予定としてございます。

「水循環」につきましては、江戸川区の条例にのっとりまして雨水浸透対策を実施することとしてございます。

「日影」につきましては、計画地周辺には住居が存在しないということがございます。

「史跡・文化財」につきましては史跡・文化財、それから埋蔵文化包蔵地につきましても存在していないという状況でございます。

「地域分断」と「移転」につきましては、計画地は下水処理施設計画地内に位置してございますので、地域分断や移転は生じないということでございます。

それから、「公共交通へのアクセシビリティ」でございますけれども、こちらのアクセス経路上、先ほど葛西臨海公園内の園路の中というふうに御説明いたしましたので、そういったところには工事用車両は走行しないということになります。それから、湾岸道路は工事用

車両が通行しますけれども、そちらにつきましては歩道橋が設置されているというような状況でございます。

続きまして、選定した項目についての予測評価の内容について御説明してまいります。

39ページから、「大気等」でございます。

まず、74ページに工事用車両の走行に伴う大気等の予測地点を示してございます。工事用車両が走行いたしますルート上のNo.1断面とNo.2断面という2カ所で予測を行ってございます。

予測結果でございますけれども、90ページから「評価の結果」を記載してございます。

まず、90ページの表が2つございますけれども、上段の表が工事用車両の走行に伴う二酸化窒素、下段の表が浮遊粒子状物質になってございます。

まず二酸化窒素でございますけれども、日平均値の年間98%値に換算した値でございますが、0.043～0.047ppmになりまして、評価の指標としている環境基準に比べて満足するという結果でございます。

それから、浮遊粒子状物質につきましては1m³当たり0.051mgということで、こちらも環境基準を満足するという結果でございます。

91ページが建設機械の稼動に伴う大気等になりまして、表の中の上段が二酸化窒素になりまして、こちらも98%値で0.046ppm、浮遊粒子状物質で2%除外値で0.052ということで評価の指標を満足するという結果でございます。

続きまして、93ページから「生物の生育・生息基盤」でございます。

102ページに、現存植生の状況を図示したものを示してございます。こちらの現存植生図は葛西臨海公園を含めまして少し広域で調べてございますけれども、計画地につきましてはその図面の左側のほうにちょっと見にくいですが、赤い点線で囲まれたようなエリアになりまして、計画地の中を見ていただきますと計画地の左側のほう、西側のほうに芝地・グラウンドというようなものが見えるのと、あとは計画地の東側のほうはちょっと茶色っぽくなっていますけれども、こちらは葛西臨海公園の駐車場になっているものでございます。それ以外のものとしたしましてはクロマツ群落ですとか、あとは一部ヨシ群落、それからセイタカアワダチソウ、あとは人工裸地などになってございます。

「評価の結果」でございますけれども、105ページでございます。計画地は駐車場、江戸川区臨海球場第二、それから未利用地、土地利用としてはそのようになってございまして、生物・生態系の保存地としては計画地の南側及び西側のクロマツ植林と、駐車場の北側と西側に少しヨシ群落が存在するというような状況でございます。

この中で、クロマツ植林については残置する計画としてございます。冒頭申し上げたとおり、緑化計画といたしまして既存の緑地を合わせまして約9,970㎡の植物が生育する基盤が創出されまして、こちらにつきましては現状よりは少しですけれども、増加するということとなりますので、計画地における生物・生態系の保存地については増加するというふうに考えてございます。

続きまして、107ページからが「生物・生態系」でございます。

こちらは、「評価の結果」が147ページでございます。事業の実施に伴いまして、計画地内の動植物の生育・生息環境となる草地環境、一部の既存樹木についての伐採、それから土壌の改変が行われることとなりますけれども、埋め立て後の造成地に自然繁茂したものになってございますので、計画地周辺の生物・生息環境の改変の程度はほぼ生じないというふうに考えてございます。

先ほど申し上げたとおり、既設の緑地とあわせまして約9,970㎡の範囲に芝生のほかに高木、中木等を植栽する計画としておりますので、現状その駐車場等に利用されているようなところにつきましても動植物の生育・生息環境としては向上するかと考えてございまして、評価の指標としては満足すると考えてございます。

続きまして、149ページからは「緑」でございます。

「緑」の「評価の結果」でございますけれども、154ページでございます。事業の実施によりまして計画地内の一部の既存樹木が伐採されまして、約3,600㎡の樹木が減少するというところでございますが、計画地南側、西側のクロマツ植林については残置する計画としてございます。

それから、本事業では江戸川区の条例に基づきまして基準を満足する緑化をいたしまして、約9,970㎡の緑地を確保することになっておりますので、評価の指標は満足すると考えてございます。

続きまして、155ページからが「騒音・振動」でございます。

まず「工事用車両の走行に伴う騒音・振動の予測地点」を169ページにお示ししてございます。先ほどの「大気等」と同じ地点で予測を行ってございます。

「評価の結果」でございますけれども、182ページに工事用車両の走行に伴う道路交通騒音をお示ししてございます。現況で、将来基礎交通量の将来騒音レベルといたしましてNo.1で69dB、No.2で70dBといった状況でございまして、ここに工事用車両が加わることによりまして寄与レベルとしてはほとんど変わらない数値で、1dB未満になってございまして、将来的なレベ

ルといたしましてもNo.1で69、No.2で70というところで、いずれも環境基準を満足する結果でございます。

183ページに、今度は道路交通振動を示してございます。こちらも現況で47dBか49dBというところでございますけれども、こちらも工事用車両の寄与分としてはごくわずかでございます。振動レベルとしても変わらず、評価の指標も満足するという結果でございます。

それから、建設機械の稼動に伴う騒音・振動でございますけれども、少しお戻りいただきまして179ページに「建設作業騒音の予測結果」が示されております。計画地の北側のところになりますけれども、そのレベルの最大値といたしまして66dBといったような結果でございます。

建設作業振動が180ページでございまして、騒音と大体同じような北側のところに最大地点で62dBという結果でございます。

続きまして、185ページからが「景観」でございます。

まず、187ページに予測を行いました周辺からの眺望地点の位置を示してございます。計画地を囲むように、視点化を設定してフォトモンタージュを作成してございます。

その結果でございますけれども、194ページからフォトモンタージュを示してございまして、No.1、No.3、No.4、No.5と、それぞれ周辺の視点場から撮影しているんですけども、こちらの地点ですとほとんど計画地そのものが視認できないというような状況でございます。

195ページのNo.2番のところにつきましては、計画地のすぐ東側の地点からになりますけれども、こちらはその前面に管理棟が建設されることになりまして、この管理棟が視認できるという状況でございます。

それから、199ページからが緑視率の変化でございまして、数値的にいえば現況に対して3%程度、将来のほうが増加するというような状況になりまして、そちらが200ページにお示ししている状況になります。周辺の緑はほとんど変わらないんですけども、計画地の中に新たな緑が少しふえるというような見え方になろうかと思えます。

「評価」でございますけれども、201ページのところにまず「評価の指標」でございまして、今回の指標につきましては「東京都景観計画」の「臨海景観基本軸」での方針、それから「江戸川区景観計画」の「臨海景観拠点」で挙げられている方針ですとか、そういったものを比較してございます。

2) 番の「代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度」でございます。202ページになりますけれども、計画地外周部のクロマツ林は既存緑地として保全して、計画地の北側にも高木

を植栽する計画としてございます。それ以外にも計画地内には高木、中木、低木を植栽するというような計画としてございますので、先ほど緑視率の変化のところでも見ていただきましたけれども、計画建築物や土木構造物の出現による眺望の変化の程度は小さいのではないかと考えてございます。

3) 番の「緑視率の変化の程度」につきましては先ほど申し上げたとおりでございまして、若干、現況よりも増加するというふうに考えてございます。

続きまして、203ページからが「自然との触れ合い活動の場」でございます。

まず、206ページに計画地周辺の触れ合い活動の場の現況をお示ししてございます。当然、計画地の東側に隣接して葛西臨海公園ですとか、葛西臨海公園のもう少し海のほうには葛西海浜公園というような公園がございまして。それ以外にもサイクリングロードでしたり、そういったものが近接してある状況でございまして。

葛西臨海公園の緑色の斜線の範囲が計画地の中に一部かぶってございますけれども、計画地の中でかぶっているところは一応敷地としては葛西臨海公園となっておりますが、現況は駐車場として利用されてございますので、ここの駐車場の中で触れ合い活動を行っているということではないということでございます。

続きまして、評価の結果が216ページでございまして。

まず、1) 番の「自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度」でございましてけれども、今、申し上げたとおり計画地の中は駐車場ということもございまして、自然との触れ合い活動の場は存在しないということでございます。

それから、隣接する葛西臨海公園ですとか、健康の道やサイクリングロードにつきましては、事業の実施により直接改変されるわけではなくて、触れ合い活動の場は維持されるというふうに考えてございます。

それで、本事業を実施することによりまして水上スポーツ・レクリエーションを楽しめる施設とするとともに、にぎわいのある拠点としていく計画でございまして、隣接する葛西臨海公園と一体となった触れ合い活動の場として利用されるのではないかと考えてございます。

それから、2) 番の「自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度」でございましてけれども、今回工事を実施する中では工事区域周辺に仮囲いを設置したり、あるいは排出ガス対策型や低騒音型の機械等を採用することによって、その周辺への影響を低減してまいりたいと考えてございます。

それから、工事用車両に伴う走行につきましても配慮をしていくことによりまして、その周辺の触れ合い活動の阻害または促進の程度に影響は生じないと考えてございます。

それから、3) 番の利用経路に与える影響でございますけれども、周辺の駅から葛西臨海公園の中の園路につきましましては車両が走行しないということと、車両が走行するところにつきましても歩車分離されているというようなこともございますので、車両の走行に伴う利用経路に与える影響としてはないだろうと考えてございます。

続いて、217ページからが「歩行者空間の快適性」でございます。

まず歩行者空間の快適性ですが、226ページのところに予測を行ったエリア、断面を示してございます。主に葛西臨海公園の駅からのアクセスがメインの動線になろうかと思っておりますので、その動線上の2地点で予測を行ってございます。当然、公園内でございますので、そのアクセス上には樹木が植栽されているというような環境でございます。

予測の結果でございますけれども、228ページに暑さ指数を予測してございます。それぞれの路面上の暑さ指数でございますけれども、表の中に示しているとおおり、28℃～31℃程度になるというふうに予測してございます。直射日光があるようなところでは31℃くらいまで上がって、少し樹木の影に隠れるようなところだと28℃くらいまで下がるということでございます。229ページに評価の結果を示してございますけれども、28℃くらいまで下がると、この暑さ指数という指数での熱中症が起り得る危険性といたしましては「嚴重警戒」レベルというものになります。

一方で、31℃になりますと「危険」レベルということになりますので、こちらの会場だけではなくほかの施設でも全く同様でございますけれども、かなり暑い状況で結果が得られているということでございます。

続きまして、231ページからが「水利用」でございます。

まず、238ページに「ミティゲーション」を記載してございます。この施設は水を扱うという施設でございますが、その水につきましましては上水を使用する計画としてございます。ですので、その上水量をなるべく減らすといったところが肝要かと考えてございますので、2点目のところで書いてございますけれども、恒久施設としてろ過施設を設置して、会場の水質を親水レベルに保ちつつも、頻繁な水の入替えを防ぎ、上水の使用量の削減を図るという計画にしてございます。

239ページに「評価の結果」を記載してございますけれども、今、申し上げたとおり、競技コースの貯留水の中の水の入替えの頻度を抑えて上水使用量の節約を図るためのろ過施設

を設置するという、それから管理棟につきましても一般的な節水機器の導入を予定しているということでございまして、事業の特性に応じた節水対策は講じられているかと考えてございます。

続いて、241ページからが「廃棄物」でございます。

廃棄物の「評価の結果」でございますけれども、262ページになります。

まず、「評価の指標」の1) 番の建設中の廃棄物でございますけれども、こちらは指標といたしましては「東京都建設リサイクル推進計画」の平成30年度の水準を設定してございます。

「評価の結果」の1) 番のアの伐採樹木でございますけれども、こちらは中間処理施設のほうに搬出いたします。

それから、イの建設発生土でございますけれども、こちらにつきましては現場内利用をまず基本と考えております。

建設廃棄物につきましても分別の徹底と、それから再資源化を図ってまいります。

それから、2) 番の設備の持続的稼動に伴う廃棄物でございますけれども、こちらは東京都の条例、江戸川区の条例に基づき、適切に処理・処分を行う計画としているということと、分別につきましては江戸川区の分別方法に従いまして分別、回収を行う計画としてございます。

続きまして、263ページからが「エコマテリアル」でございます。

「評価」でございますけれども、277ページでございます。

「評価の結果」に書いてございますけれども、建設工事に当たりましては「平成28年度東京都環境物品等調達方針」に基づきまして工事を実施してまいりまして、エコマテリアルの利用を図っていく計画としてございます。

続きまして、279ページからが「温室効果ガス」でございます。

まず予測の結果といたしまして、温室効果ガスの排出量でございますけれども、289ページのほうに少し整理をさせていただいております。まず上段の表9.12-8のところに設備等の持続的稼動に伴う温室効果ガスの削減の対策の内容が書いてございまして、このような対策を行うとしてございまして、その効果を見込むと下の表のところに書いてございますけれども、管理棟の対策といたしまして対策前が年間のCO₂が69tだったところが、対策を導入することによって63tまで減って6t削減されるというふうに見込んでございます。

それから、管理棟以外にポンプ、それからろ過施設が今回の施設では稼動することになりますので、それらについても温室効果ガスの排出量を予測しているというような状況でござ

います。こちらは、施設を稼働することによって温室効果ガスをエネルギーとしてどうしても使ってしまうということがございますので、対策前、対策後については同じ値になっているということがございます。

それらを踏まえまして、まず290ページにまず「ミティゲーション」でございますけれども、「予測に反映した措置」の1点目といたしまして建築における対策として断熱強化、それから開口部の仕様強化などを行うということがございます。

それらを踏まえまして「評価の結果」でございますけれども、施設の構造・設備においては自然通風を考慮するなど、建物や設備計画等において効率的利用のための措置を行う計画としてございまして、評価の指標でございます東京都が策定している目標、計画、対策等につきましては満足しているものと考えてございます。

続きまして、291ページからが「エネルギー」でございますが、こちらは温室効果ガスと考える方は同様でございますので、説明のほうは割愛させていただきます。

続きまして、301ページからが「土地利用」でございます。

まず、303ページに土地利用についての東京都あるいは江戸川区に関する計画を示してございます。この表の中の下から2つ目が、東京都の長期ビジョンでございます。内容といたしましては、2020年東京大会で使用した競技施設等において多くの住民がスポーツ活動を楽しむことができる場として提供するというようなことが上がってございます。

それから、江戸川区の街づくり基本プランのほうでは葛西南部の地域拠点を形成するところ、都所有の未利用地については区民生活向上に寄与するための土地利用の誘導を図るというような計画がうたわれているところでございます。

続きまして「予測」でございますけれども、305ページになります。現況といたしましては、公園、運動場が約2.2haございますけれども、それ以外は未利用地が2.3ha、それから屋外利用地や仮設建物などが約3.2haというような土地の状況だったところが、将来的にはこれらが全てレジャー・レクリエーション施設として7.6haになるというような土地利用転換が図られるということがございます。

これらを踏まえまして307ページの評価のところでございますけれども、今回の施設整備によりまして都民がスポーツ活動を楽しむことができる新たなレジャー・レクリエーション施設が提供されるだろう。カヌー競技など、さまざまなスポーツ大会、イベント等で幅広く活用し、都民がスポーツに親しむ機会を拡充するスポーツ都市東京の実現に寄与するのではないかと考えてございます。先ほど申し上げました東京都の長期ビジョンですとか、江戸川区

の街づくり基本プランなどに掲げられている目標とも整合が図られているものと評価してございます。

続きまして、「安全」でございます。309ページからになります。

まずこちらは「評価」でございますけれども、333ページでございます。

1) 番の「危険物施設等からの安全性の確保の程度」でございますけれども、周辺にガソリンスタンド等も一部ございますが、「東京都地域防災計画」によって危険物施設等の種類ごとに関係機関による立入検査等の体制が維持されてございますので、安全性については問題なかろうと考えてございます。

それから、2) 番の「移動の安全のためのバリアフリー化の程度」でございますけれども、こちらも法令等に基づきましてバリアフリー化の整備を行うということと、それから「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン暫定基準」に基づきまして、施設内のバリアフリー化を図るという計画にしております。

それから、3) 番の「電力供給の安定度」でございますけれども、今回は1回線受電とする計画になってございますが、気象や飛来物の影響を受けない埋設方式での引き込みを考えてございますので、安定度としては満足できるかと考えているところでございます。

続きまして、335ページからが「消防・防災」でございます。

こちらは、「評価の結果」が354ページからになります。

1) 番の「耐震性の程度」でございますけれども、構造設計指針に基づきまして不特定多数の者が利用する施設であるとして、大地震発生時においても人命の安全確保に加えて機能確保の基準を満足する設計となっております。

それから、2) 番の「津波対策の程度」でございますけれども、本計画地の設計地盤高さがT.P. +5mございまして、こちらは既に高潮や津波に対する安全性が確保されているエリアになってございます。

それから、3) 番の「防火性の程度」でございますけれども、当然ながら建築基準法や消防法等々の法令に基づきまして設計されてございますので、防火性の程度につきましても満足できると考えてございます。

続きまして、355ページが「交通渋滞」でございます。

予測の結果が357ページでございますけれども、周辺道路の現況交通量が環七通りで約32,000台、それから船堀街道で約7,700台というようなものに対しまして、工事用車両としては62台と124台くらいが乗ってくるということでございますので、ほとんどその寄与分として

は小さかろうと考えてございます。

「評価の結果」が358ページでございますけれども、今、申し上げたとおり周辺交通量に占める工事用車両の台数としてはわずかであろうと考えてございます。湾岸道路を利用することになりますので、その出入り口につきましては交通整理員を配置することで周辺への交通への影響につきましては軽微な範囲かと考えているところでございます。

続きまして、359ページが「交通安全」でございます。

366ページは、工事用車両の走行ルートと周辺の教育施設ですとか福祉施設を重ね合わせたものになってございます。

これらを踏まえまして「評価」でございますけれども、369ページでございます。工事用車両の走行ルートにつきましてはほとんどがマウントアップ、あるいはガードレールによりまして歩道と車道が分離されているような状況でございます。それから、366ページのほうでお示ししましたけれども、教育施設はございますが、通学路は存在しないというような状況でございます。

それから、葛西臨海公園のアクセス経路につきましては、公園内園路であるために工事用車両が走行しないということになりますので、周辺の交通安全については確保できるかと考えているところでございます。

長くなりましたが、御説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいま評価書案の説明を受けましたが、本格的な審議は次回以降を予定しております。特に、本日確認しておきたいことがありましたら伺います。何か質問はございますでしょうか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 評価書案、評価の対象に選定されていない項目ということでいつもと同じようなことを申し上げますけれども、土壤汚染ですが、多分この土地はここにあるように人為的な汚染はないと思われましてけれども、法律とか条例のものでいくと、埋立地管理あるいは特区、特別地域というふうな形で調査をやることになると思います。そうすると、汚染の調査をやって、汚染があるかないかということの判断をしなければいけない。

もともと埋め立てていますから、48年以降で埋め立てたものについてはということで対象になりますから調査はやらなければいけない。その地域の調査はやらなければいけない。それで、これはちゃんとそれに従ってやりますというふうに書いてあるので、そのとおりで結

構だと思えます。特に外へ運び出すのはいいということなので、この選定しないということに関してはそれで結構だと思えます。

ただ、ちょっと注意をしていただきたいのは、汚染があるないという判断が全体的に一律に扱われるといいんですけれども、バッチ状に扱われると、今の制度ではその間を自由に動けない。土を動かさないんです。汚れているものを汚れていないところに動かすことはできないようになっていきます。今、法律の改正をやっていてそれをどう緩和するかということをやっていますけれども、それとの関連が難しくなってくる。

少しテクニックがありまして、事業者のほうで申請して、この地域が全部ケース選考時に土壌を運び出すときに注意をしなければいけない土地ですよというふうに、一律に汚染がありますと扱ってもらおうと、そういう申請をしてそういうふうに指定をしてもらおうと自由に扱える。逆に言うと、全体が一律に汚染していれば自由に動かせるんですけれども、汚染していないところと汚染しているところが混ざっていると、その間を動かすのは大変になってきます。

ちょっとそこら辺は難しいところがありますから、これはしっかり考えていただいたほうが、工事をやるときに難しくないだろうと思えますので、少し勉強してもらえばいいと思えます。

少しそこら辺は複雑になっています。法律が変わることもあって、今度はもう少し自由にしようということになっていきますけれども、ここはそれが解消になるかどうかちょっと微妙なところですので、そこら辺をうまくしていただかないと工事が変なふうにとまってしまいうようなことが起こり得ると思えますので、扱いとしてはこれでよろしい。法律に従ってやっていただければ、それで結構だと思えます。

○柳会長 ありがとうございます。

事務局から、何かありますか。

○臼井施設調整担当課長 これに従ってやらせていただければと、今、先生からもお話をいただいたように法に従ってやらせていただければと思っておりますけれども、今お話いただいた内容というのは土壌汚染が発見された場合に土地の計画地の中でどのように扱うかというお話ということでよろしかったでしょうか。

○中杉委員 そうです。多分、見つかる可能性は高いと思うんです。海の底の泥を持ち上げている形式ではないかと思えますので、そうなるのある割合で出てきます。それが微妙なところなので、場所によって汚染がある、ないという話になってしまう。そうすると、汚染の

ある区域の土を汚染のないところへ工事の関係で動かそうとしても、それはだめですという話になってしまう。

そういう意味でいくと、そこの全体を汚染があるなしにかかわらず、汚染があるというふうに認定をしてもらおう。指定をしてもらおう。これは、ここから持ち出さなければいいんですけれども、持ち出すときにほかに汚染のないところに持っていくと汚染を起こしてしまう。

そういう意味では、汚染のある、なしのところで動かしてしまうと、最初にやった調査をもう一回やり直さなければいけなくなるんです。そういうふうなところの扱いがありますので、少し土壌のほうと担当課と相談をされて効率よくやっていただければいいという意味合いで申し上げました。

○臼井施設調整担当課長　そういう意味では、汚染が見つかった場合に敷地内で動かす場合にそういった問題が発生するということだと思います。そのような場合、法令に従いまして適切に、また工事がとまらないような方法も考えさせていただきながら進めていければと思っていますところでございます。

○柳会長　それでは、谷川委員どうぞ。

○谷川委員　今の中杉委員のことに関連してなんですけれども、こちらに書いてありますように埋立地の履歴をきっちり調べておいていただきたいと思います。それで、次の廃棄物の審議をするときに多分質問を、要は検討するのに資料提出を求めるとは思いますけれども、この場所にどんなものが埋まっているかというのを可能な限り調べておいていただかないと、やはり次の廃棄物絡みの話でも関連してきますので、よろしく願いいたします。

○柳会長　何か事務局のほうでありますか。

○臼井施設調整担当課長　ありがとうございます。そうしますと、土壌を産廃場に持って行って埋め立てるなど、そういった廃棄をする際にそこが影響してくるという御趣旨でよろしいですか。

○谷川委員　もともと埋立地ですから、何が埋まっているか。例えば、浚渫汚泥を埋めたのか。それとも、どこか残土を持ってきて埋めたのか。そういう履歴が港湾関係のところでも多分残っているはずなので、埋立物は何なのかということを調べておいてください。それが中杉委員の御質問とも関連します。

○臼井施設調整担当課長　調べられる情報等はあると思いますので、そういったことも確認させていただければとは思っております。

○柳会長　ほかにいかがでしょうか。

平手委員、どうぞ。

○平手委員 環境アセスメントとは直接には関係がないんですが、意見として、今この施設系配置がこのままだとすると、配置は180度逆なんじゃないかという気がします。

理由です。1点目は、観客席が北向きなんですけれども、これは北と南とでは景色としてはかなり差がある。北向きは、水処理施設と高速道路が見えているんです。南向きは公園と海です。だから、観客席が南向きのうほうがいいんじゃないかということです。

それからもう一点目は、これは公施設ですから、将来何らかの形で使われるんでしょうけれども、高低差があり過ぎるということであれば、例えばウォーターライダーとか、そういうアトラクション施設として使える可能性は高いですね。そうなったときに、スタートプールが客が集まる場所ですから、それが葛西臨海公園側にならないというのは非常に使いづらいものになるのではないかと。

以上の2点から考えると、今の配置であれば180度逆のほうが合理的であるというのが私の意見です。

○柳会長 事務局、いかがでしょうか。

○臼井施設調整担当課長 御指摘ありがとうございます。この配置などにつきましてはIOC等、また国際競技連盟等とも調整がありまして進められているところもございますので、御意見の趣旨としては非常によく分かったところではございますけれども、配置等につきましては必ずしも御意向に沿えないところも出てきてしまうかと思えます。

○平手委員 恐らく水泳は左回りじゃなければいけないと思うんです。スポーツ施設は必ずそうですから、それを生かすとすれば180度逆ということはあるのではないかと。御検討ください。

○臼井施設調整担当課長 ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、興水委員どうぞ。

○興水委員 関連するんですけれども、観客席の位置のことと関連があるのですが、24ページの緑化計画のところの絵を見ますとこういうふうになっているんですけれども、ここには観客席のスタンドのことは何も書いていないんですが、このアセスは大会前と大会終了後もやる。だから、大会期間中の観客席のことは入れないということなのではないでしょうか。その辺を伺いたいと思います。

要するに、24ページの絵では観客席がよく分からない。書いていないのでよく分からない

のですが、緑化の面積とも関係があるのでちょっと確認をしたいと思います。

○臼井施設調整担当課長 今おっしゃっていただいたとおり、こちらの環境アセスとしましては恒設施設として残る部分のアセスとなっておりますので、仮設部分というのはまた今後という形になってまいります。

○オリパラ準備局 補足しますと、観客席は仮設になりますので、仮設の撤去後に恒設の状態での仕上げとして緑化をする予定になっております。

○柳会長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

では、片谷委員どうぞ。

○片谷委員 実はきょう現地に行けないものですから、この前、勝手に先に行って見てまいりました。

そのときの印象からすると、この景観の予測をしている眺望の地点が会場に隣接しているのはNo.2になっているのですけれども、これだと目の前に建物があるだけという感じになるんです。予測ではそうなっているんです。それで、187ページの図でいうと南側にも門みたいなところがあって、そこからもこの会場の中の様子はかなり見えていたんですけれども、そこらは大分違う景観があると思うのですが、ちょっとこの5地点の選び方というのが若干疑問に思われたというのが行って見た感想です。

あとは、これは普通眺望地点には入れないのでしょうけれども、京葉線の電車からはここは非常によく見えて、こちらのほうが余程眺望地点かなと感じました。これは、動いている物の上からを眺望地点にするというのは余り例がないので、無理にそれを入れてくださいというつもりはないんですけれども、ただ、よく見えてこの場所の眺望としてはそちらのほうが、ついでに言うと観覧車の上からが多分一番よく見えると思うのですけれども、私は観覧車には乗りませんでした。電車からは非常によく見えたということで、それもちょっとコメントとして申し上げておきたいと思います。

それで、お尋ねしたいことは、これも実はアセス担当の方にはお尋ねしたのですけれども、隣の臨海公園とかサイクリングロードとかは非常にこの会場に近いところを通っているのですが、工事期間中もそれらは全て供用する計画でしょうかということを確認させていただきたいということです。

○臼井施設調整担当課長 会場周辺のサイクリングロードは大会中にどのように使われるかということですが、このあたりは実際に大会中の運営につきましては。

○片谷委員 大会中ではないです。工事期間中です。

○臼井施設調整担当課長 工事期間につきましては、計画地内のみに影響がありまして外は今は使える状態と考えておりますけれども、少しそこは確認させていただければと思います。

○オリパラ準備局 景観の眺望地点の設定につきまして、御回答いたします。

眺望地点ですので、なるべく多くの方が立ち入れるようなところから中心に選んできたという考えなのですけれども、御指摘があるようなところもありましたら平手先生も含めまして御指摘いただきまして、またその辺のところは評価書のほうで対応させていただければと思っております。御意見ありがとうございます。

○柳会長 よろしいでしょうか。では、ほかにいかがでしょうか。

では、中口委員どうぞ。

○中口委員 環境影響評価項目にはないんですけれども、においという面で北側に水再生センターがあって、そこからの臭気というのはどうなのか。私もきょう行けないものですから、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○柳会長 いかがでしょうか。

○臼井施設調整担当課長 個人的な意見ですけれども、葛西臨海公園周辺でにおいがしたという記憶はないところでありますが、きょう視察に行ける方で御確認いただければというところはございます。申しわけありません。

○川道オリパラアセスメント担当課長 今のお話の補足ですけれども、基本的には個人差は当然あると思いますが、24ページの地図とかで見ていただくと、今ちょうど計画地のすぐ西側に野球のグラウンドの絵みたいなものを書いてあるところのすぐ北側に葛西水再生センターのいわゆる水をためている槽がいっぱい並んでいます。

あそこは片谷先生などが電車とかに乗っているとよく分かると思うのですが、上に太陽光パネルが乗っているんですけれども、槽の上に蓋を基本的にはしてあります。それで、そんなにかき混ぜたりということをしている槽ではないというか、そういうものが既に外気に触れてにおいを出すような状況にはなっていないので、それほどにおいがあるという印象は多分受けられないんじゃないかとは思いますが、実害があるようなにおいは発していないと思っておりますので、きょう御確認いただければと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、次に議事の2に入りたいと思います。「海の森クロスカントリーコースについて」、評価書とフォローアップ計画書の報告です。事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、海の森クロスカントリーコースでございますけれども、先月評価委員会におきまして御審議と、いわゆる答申をいただいたところでございます。これにつきまして、アセス実施者でありますオリンピック・パラリンピック準備局長のほうへ関係局長意見ということで送付をいたしました。その意見を踏まえまして、オリンピック・パラリンピック準備局が評価書を作成しまして、つい先月、3月23日に評価書を公表してございます。

続きまして、そのフォローアップ計画書でございますけれども、こちらのほうも3月24日に作成、公表されてございます。

この評価書及びフォローアップ計画書につきまして、オリンピック・パラリンピック準備局長のほうから御報告させていただきます。

○臼井施設調整担当課長 それでは、海の森クロスカントリーコースの評価書及びフォローアップ計画書について説明いたします。

海の森クロスカントリーコースについては、平成29年3月2日に受領しました環境局長意見を踏まえ、ただいま説明がありましたとおり、3月23日に評価書を環境局長に提出いたしました。環境局長による審査意見書への対応については資料3「海の森クロスカントリーコース環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連」に記載してございます。

また、この評価書で行いました予測評価に対する追跡調査を実施していくため、フォローアップ計画書を作成し、3月24日に環境局長に提出いたしました。今後、このフォローアップ計画書に基づき調査を行い、報告書をまとめていくこととなります。

それでは、資料3「海の森クロスカントリーコース環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連」をご覧ください。

「生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通」につきまして、2つの意見をいただいております。

まず1つ目は、「本事業は都民等の協力により植樹された約2万本の樹木を移植する計画とすることから、樹齢や樹種等に応じた適切な移植を行うとともに移植後の状況についてもフォローアップ調査で報告すること」という審査意見書の内容となっております。

これにつきましては、評価書の44ページをご覧ください。「9.1.3 ミティゲーション」の(1)の予測に反映した措置の2つ目の「・」に、樹齢や樹種等に応じて適切に移植する計画とすることを追記いたしました。

また、その下の(2)の「予測に反映しなかった措置」の最後の「・」に、移植後の状況に

についてはフォローアップで確認するということも記載しております。

そのほか、93ページ及び100ページにも同様に追記してございます。

続きまして、資料3の2つ目をご覧ください。「本事業で整備する芝コースは、大会後も海の森公園（仮称）の一部として利用可能な計画としていることから、その内容について具体的に示すこと」との御意見をいただきました。

これにつきましては、評価書の13ページをご覧ください。（7）の「移植計画」の中ほど、「芝コースについて」の1つ目の「・」の記載を充実いたしまして、「芝コースについては、広場と同じ計画高にすることで一体的に見える仕上がりとし、大会後も芝生を撤去することなく、引き続き広場として利用」することを追記いたしました。

また、この最後の「・」、3つ下の「・」に、「樹林地内の一部のコースについては、造成した線形を活かし、大会後も散策やランニング等の利用が図れる計画とする」といった記載を加えております。

資料3に関する説明につきましては、以上でございます。

続いて、フォローアップ計画書の内容について担当から説明いたします。

○オリパラ準備局 続きまして、フォローアップ計画書に基づきましてフォローアップの内容につきまして御説明をさせていただきます。

フォローアップ計画書の23ページに今後のフォローアップの工程をお示ししてございますので、こちらのページで御説明させていただきます。

まずフォローアップの調査の項目でございますけれども、今回海の森クロスカントリーコースの選定対象といたしました項目といたしましては、「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」の3項目になってございます。

これらの項目につきましては、まず上のほうに工事工程が入ってございます。まず樹木の移植ですとか、それから芝コースの造成等々が行われます。そして、大体平成31年の5月いっぱいぐらいにそれらの工程が終わることになりますので、その後、平成31年の7月ごろをめぐりに現場のほうに入りまして、緑の配置の状況、芝コースの状況等々について現地確認をしてまいりたいと考えてございます。

それら以外に、ミティゲーションにつきましては主に樹木の移植というミティゲーションがございますので、樹木の移植につきましてもある一時のタイミングというよりは何回かに分けて段階的に実施されようかと思っておりますので、ミティゲーションの実施状況につきましては工事工程期間中を含めましてずっと確認をしてまいりたいと考えておりまして、最終的に

は平成32年の5月くらいのタイミングでフォローアップ報告書として御報告をさせていただきたいと考えているところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの評価書及びフォローアップ計画書の説明について、何か御質問等がございますでしょうか。特に「生物の生育・生息基盤」等々ということですが。

では、興水委員どうぞ。

○興水委員 対応内容についてはこれで特に問題ないと思っているのですが、修正といましようか、直していただいたようなところで、例えば生態系の賦存地の復元を図ることとしているという表現があるのですが、これは海の森の計画自体がまだ完全に最終的に固まったものでもないの、一体誰がやるのか。オリンピックのほうでやるのか、海の森の計画は同時進行でこれからも延々と続くわけですが、どこで誰がどのようにやるかという行為の主体について不明確なので、本当にこういうふうに行くのかどうか、ちょっと分からなかったのをそういうことを質問いたしました。

もし補足していただけるならば、一体これを誰がどのようにやるのか。オリンピックのほうでやるのか、それとも海の森のほうでやるのかというのは少し見えないので、そこが分かれば教えていただきたいということです。

○柳会長 ただいまの質問は、開催後のフォローアップも含めてということですね。

○興水委員 はい。

○柳会長 どこが主体でフォローアップするのかということです。いかがでしょうか。

○臼井施設調整担当課長 フォローアップにつきましては、私どものオリパラ局のほうでやらせていただければと思いますけれども、先ほどおっしゃっていたのはページ数としてはどちらでしょうか。

○興水委員 44ページです。

○臼井施設調整担当課長 44ページの一番下のところですね。

そういう意味で、海の森公園としてはやはり工期で今、進めているところになりますけれども、それに配慮した形で大会の会場も整備をしていくということでもありますので、そういう意味では今後組織委員会と東京都で連携してこういったことに取り組んでいくということになるかと考えてございます。

○柳会長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

それでは、特にないようですので次の議題に移りたいと思います。それでは、その他としてオリンピックアクアティクスセンターについて事務局から報告をお願いします。

○臼井施設調整担当課長 オリパラ準備局からですが、オリンピックアクアティクスセンターの整備工事に関して御報告しておきたいことがございまして、今回その他ということで議題にさせていただきました。

オリンピックアクアティクスセンターについては評価書を昨年10月13日に、フォローアップ計画書を10月14日に公表しているところでございます。

お手元に配付しているA4判1枚の「オリンピックアクアティクスセンターの工事の現状について」という資料4をご覧くださいませでしょうか。裏面に緑化計画図がございまして、この図の中で赤い点線の部分が計画地になってございまして、10月の時点では赤点線で示している出口の範囲内において仮囲いを設置しておりましたけれども、ことしの1月より計画地の南側の辰巳の森海浜公園の一部を工事ヤードとして使用するため、配付資料の青点線で示しておりますところまで仮囲いを拡大しております。

また、この仮囲いの拡大に伴いまして、新たに工事ヤードとして活用する計画地の南側の青い点線で囲まれた範囲において、公園の使用制限であるとか、一部の樹木の伐採といった影響が生じてございます。

ただし、工事ヤード範囲を極力抑えることで公園利用に配慮するとともに、現状復旧する予定と伺ってございます。

本日は、評価書公表後の現状についてまず御報告差し上げたいと思ひまして御報告いたしましたけれども、仮囲いが拡大したことによる緑などへの影響については内容を整理させていただきまして、フォローアップ報告の際に説明させていただければと考えているところでございます。

以上、オリンピックアクアティクスセンターに関する現在の状況について御報告させていただきました。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問はございますでしょうか。

では、片谷委員どうぞ。

○片谷委員 確認だけです。この緑化計画図の図面の青い点線の下の方は、緑地の上を横切るような形になっていますが、これは木は立っていないで芝生だったのでしょうか。現地を見た記憶が余り定かでないのですが。

○臼井施設調整担当課長 青い点線の中で青く塗っている部分が樹木に影響のある範囲になっておりまして、ほかの部分にも樹木は生えてございますけれども、多くはこの青い点線の囲みの中の芝生でございます。

○片谷委員 要するに、この図の下の方では樹木はうまく避けて囲いが設置されていると理解すればいいのですか。あるいは、全部芝の上にあるということですか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 まず東側、南北方向の道路沿いには当然敷地境界には樹木が植わっています。それから、南側のどちらかというとな東側のほうには木がまばらに生えているところを縫うように仮囲いがあります。それで、真南から南西側から北に向かうあたりの緑があるところは、もともと運動広場みたいになっている芝地になっていまして、そこを囲っているという状況でございます。

○片谷委員 ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

先ほども説明がありましたけれども、影響のある樹木の範囲が南側のデッキの下のところに青線で青く塗られているところは今後のフォローアップ調査で報告されるということですね。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに発言がないようですので、これをもちまして本日の評価委員会は終了させていただきます。

傍聴人、プレスの方は御退席をお願いします。

(午後2時48分閉会)